



# 島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第57号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

（会 計 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇県有自動車管理規則の一部を改正する規則（規則第46号）

## 1 規則の概要

- (1) 組織の改編に伴う規定の整理（第2条・第6条関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

---

**規 則**

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第46号**

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、東部農林振興センター中海干拓営農部」を削り、同条第3号中「、県民センター各事務所長、雲南県土整備事務所長及び県央県土整備事務所長」を「及び県民センター各事務所長」に改める。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 庁用車の鍵は、運行管理担当者（出納局会計課自動車管理グループリーダー、隠岐支庁県民局総務グループ課長、東部県民センター総務管理部総務グループ課長、西部県民センター総務企画部総務グループ課長及び県民センター各事務所総務グループ課長をいう。以下同じ。）が保管するものとする。

第12条第1号及び第14条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。